

別記
 一、労働組合の公認ムレコト
 二、工場委員会の設立ムレコト
 三、労働日曜出勤の対シテハ代休日ヲ教ケルコト
 四、労働者考格ニ対スル稱私ニ対シテハ特等ノ適用セサルコト
 五、蘇首者ニ対シテハ金一封(三十日分)ヲ支給スルコト
 六、解雇者ニ対シテハ一月ノ手当洋日シ一日介ト訂公セウシタレ

以上

5.11.8
 5/118
 5/118

労働第四〇二一號

昭和五年十一月七日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官殿
 大阪神奈川各府縣知事殿

國蘇鐵工所労働爭議ニ関スル件 (第二報)

無音リハ依共罷業ヲ継続ス
 四、數回ニ亘リ労資會見折衝シタルニ解決ニ至ラズ

標記爭議ニ就テハ既報ノ如ク其経ノ経過ヲ述レテ通

記

一、経過